

公立大学法人山口県立大学 アンチ・ハラスメント憲章

平成18年4月1日規程第4-23号

この憲章は、基本的人権の尊重と男女共同参画社会の理念及び本学の筆頭校是である「人間尊重の精神」に基づいて、公立大学法人山口県立大学（以下「法人」という。）を構成するすべての者が個人として尊重され、いかなるハラスメントも受けることなく学び働き、教育及び研究に従事する事ができる大学の環境の整備を目指すものである。

第一章 ハラスメントの定義

本憲章にいうハラスメントとは、法人の活動におけるすべての関係または地位を利用して行われる、当事者の望まない、不当な、有形または無形の圧力をいう。ハラスメントには、以下の行為が含まれる。

- 1) 教職員と学生の関係を利用して行われる不当な圧力
- 2) 職場の上下関係を利用して行われる不当な圧力
- 3) 学生間の上下関係を利用して行われる不当な圧力
- 4) 精神的な嫌がらせ
- 5) セクシュアル・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメントには、相手方の意に反する性的な言動を操作して相手に利益もしくは不利益を与えようとするいわゆる対価型ないし地位利用型セクシュアル・ハラスメント、また修学、就労、教育、研究、課外活動等を妨げるなどの環境を悪化させる環境型セクシュアル・ハラスメント、及び性的な固定観念または差別意識あるいは優越意識に基づくジェンダー・ハラスメント等が含まれる。

第二章 ハラスメントに対する基本方針

ハラスメントは、人間としての品位と尊厳を著しく損なう恥ずべき行為であり、修学、就労、教育、または研究上の環境を劣化させる悪質な人権侵害に当たる。したがって法人は、あらゆるハラスメントを見のがしたり放置したりしないことを、ここに宣言する。

そのため、法人は、あらゆるハラスメントの防止に努めると共に、万一ハラスメントが発生した場合には、適正な手続きに基づいて、ハラスメントの被害者を迅速に救済し、また加害者にはその行為に対して厳正に対処することを宣言する。

第三章 法人構成員の義務

法人の構成員は、互いの人権を尊重し、人間としての品位と尊厳を傷つけるあらゆるハラスメントを排除する義務を負う。

第四章 法人の責任

理事長は、ハラスメントの防止及び対策について全般的な施策に責任を負う。また、それぞれの部局の管理者は、施策の具体的実施に関して責任を負う。

法人の構成員を監督する立場にある者は、ハラスメントの無い良好な環境を確保するため、日常的に適正な助言や指導を行わなければならない。さらに、ハラスメントに係る事件が生じた場合には迅速かつ適切に対処する責任を負う。

第五章 ハラスメント防止及び対策のための措置

ハラスメント防止及び対策のための必要な措置については、啓発や研究をすすめるとともに、適切な組織を構築するなどの方策によって、これを図る。

付 章 ハラスメント防止の心得

ハラスメントを起こさないためには、次のことを理解しておかなければならない。

- 1) 社会的、文化的又は宗教的違いから、ある言動がハラスメントに当たるかどうかの認識や解釈が分れる場合がある。自分の一方的な価値観で判断せず、絶えず相手の立場に立って考え、また行動することが、大切である。
- 2) ハラスメントは、しばしばそれと自覚しないで行われていることが多い。無自覚がハラスメントの被害を放置し、拡大してしまう結果になることを銘記すべきである。
- 3) 特に、セクシュアル・ハラスメントの防止のために、男女は互いに対等なパートナーであることを常に認識しなければならない。また、一方的な性的関心でとらえることなく、相手の人格の尊厳と相手の立場への深い配慮に心掛ければならない。